

自由法曹団東京支部

支部ニュース

2026年5月号 NO.629

〒112-0014 東京都文京区関口1-8-6メゾン文京関口II 202号
TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257 発行 自由法曹団東京支部



- 5月3日憲法大集会に参加して～幹事長の断想……………幹事長 久保木 亮介
- 第3回団東京支部ボウリング大会開催のご報告……………事務局次長 小河 洋介
- 根岸陽太教授ご講演『国際法とイラン攻撃
－瓦礫の下から見通す「法の支配」』概要……………事務局長 船尾 遼
- 長野県佐久市の審査請求で市職員の過労自死を
公務災害と認めた逆転裁決についての報告……………東京東部法律事務所 船尾 遼
- 転居と選挙権―「投票できない人」を生む制度を問う
……………八王子合同法律事務所 井上 祐維
- 今後の予定

5月3日憲法大集会に参加して ～幹事長の断想

幹事長 久保木 亮介

5月3日に有明防災公園で行われた「憲法大集会 つながろう 憲法いかして平和な世界を！」（主催：同実行委員会）に参加しました。以下、思いつくままその感想です。

早く到着しすぎた

支部幹事長の固有の役割として、支部ののぼりを持って会場に早めに赴き、主催者に指定された場所にのぼりを立てて、支部の団員の皆さんが集合するための旗印になる、というのがあります。13時から開催だったのですが、支部事務局長の船尾さんが事前のお知らせFAXで11時集合と記載（誤記）していたため、「では旗持ちの私は10時半には会場に着いていなければ」と真面目さを発揮して、午前9時に家

を出ました。「なんか去年に比べて集合早くない？」と思いつつ。

会場に到着するとまだ人もまばらで団員は誰も居らず、「あれ？」。確認すると、船尾事務局長は別のお知らせでは13時からなのでそれに間に合うように集合をと呼びかけておられ、旗持ちの私はたぶん12時半位に来ていれば十分であったことに気づきました。

無駄足か…と悲しくなりましたが、ミニステージでのプレ企画（「自由に話そうトークイベント」他）を聴くことができるので早めに来たのも悪くないなと思いつつ、空腹に苛まれつつ支部の仲間の皆さんの到着を待ちました。早めに到着した若手の団員やそのお友達ともお話しできて有意義でした。

とはいえ来年以降は、座って待てるようアウトドアチェアを、それと他の団体に浸食されず支部の場所を確保できるよう広めのシートを準備したいところです（支部の予算で購入できないか？）。

5万人の参加！

開会あいさつで憲法共同センター共同代表の秋山正臣さんから「国会では改憲派が多数を占めるが、改憲を許さない声を草の根から、地域や職場から、大きく上げていこう」との呼びかけがありました。大会参加者は主催者発表で5万人と去年に比べ大幅増。警備の警察官も「去年に比べて多いな…」と呟いていました。多くの心ある人たちが「ここで声を上げないと本当にまずい」という危機感を持って集ったのだと思います。

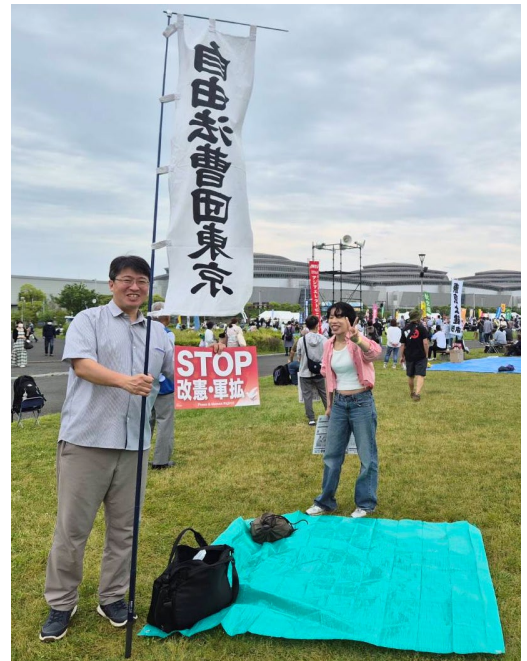
国会内の党派の構成だけ見ていると暗い気持ちにもなりますが、会場の参加者には20～30代と思いき若い人たちや女性がとても多く、一時期の「年配者ばかり…」感からだいぶ変化を感じました（私が年を取ってきたからかもしれませんが）。

日本ペンクラブ前会長の吉岡忍さんの発言（スパイ防止法、国旗毀損法等など戦争する国づくりへの警鐘）、C o l a b o代表の仁藤夢乃さんの発言（「戦争が起きる時、最も手軽な支配の手段として使われるのが性暴力」であることの指摘）、各政党の挨拶はどれも貴重でした。

リレートークについて

3人のリレートーク福島原発事故の被害者団体連絡会共同代表の武藤さんから現政府の原発回帰政策への批判が、海渡双葉弁護士（神奈川支部団員）から国家情報局設置法案と今後狙われるスパイ防止法案の危険性への訴えがありました。

特に印象に残ったのは、「核兵器をなくす日本キャンペーン」の中島優希さんの発言でした。唯一の戦争被爆国である日本が核兵器廃絶を訴えること責任という所から話はもう少し発展して、空爆は戦争の手段としてむしろ人道的だという考え方がか



つて唱えられたことがあったが第2次世界大戦でその誤りが最悪の形で明らかになったことへの指摘がありました。

確かに調べてみると、第1次大戦における泥沼の塹壕戦による戦争の長期化と多大な犠牲を受けて、「前線の強固な防御陣地を飛び越え、敵国の首都や生産拠点を空爆し、敵国民の戦意をまたたく間に挫けば戦争は短期間で終わる＝人道的である、という「理論」が実しやかに唱えられた時期があったのです（イギリスの軍人ドゥーエ等）。

しかし、日本の重慶爆撃が却って中国の人々の怒りと団結を高めたこと、戦線を南方に広げた日本が米国に戦争を仕掛け、最後は主要都市の大半が空爆で焼け野原となったことは、今では周知のことです。ヒトラーのロンドン爆撃もイギリス国民の怒りと団結を高めたといわれます。

中島さんのスピーチでは、アジアで最初の都市無差別爆撃は日本軍による重慶爆撃であったことの指摘もありました。このように、歴史を往復しつつ、その時々には喧伝された戦争正当化の「理論」とその破綻を事実に基づき明らかにしてゆくこと、周囲に語ってゆくことは、現代における様々な戦争美化論（ドローンによる犠牲の最小化等）や「抑止力」論を説得的に批判してゆく上でも、とても大切なことだと感じました。10代20代の若い世代が何をどのように学び語っているか、むしろ私たち年配の世代が教えられることも多いです。

デモについて

会場東口から出て、昨年と同ルートで豊洲駅までデモ。マンションの高いところから手を振って連帯表明くださる住民の方もお見掛けしました（毎年手を振って下さる方だそうです）。

私は「シュプレヒコール！」で始まる昔ながらのデモは正直苦手で、最近のコール「イラン攻撃、絶対反対」「武器の輸出、絶対反対」は軽やかで好きです。ただ、「あきらめないぞ」というコールだけはどうも違和感が…。あきらめようか考えたことは一度もないので。聴いてる側にもデモのマイナー感を受け付けてしまうのでは？私見では、「あきらめないぞ」は心の中で思えば良いのではないのでしょうか。

デモ終了後の懇親会は途中で失礼しましたが、23時までカラオケその他で盛り上がったようで、何よりでした。メイン会場以外でも、都内各地で同時多発的に憲法集会が行われました。そちらに参加された支部の方々も居られたと思います。皆さんお疲れさまでした！



第3回団東京支部 ボウリング大会開催のご報告



事務局次長 小河 洋介

団東京支部の一大イベントといえば、ソフトボール大会であるということは、顕著な事実ですが、ソフトボール大会は、体育会色が強くなっていること、勝敗にかなり拘りがあることなどから、未経験者にはややハードルが高く参加しづらいという声が少なからずありました（このような声もありますので、ソフトボール大会も誰もが参加しやすいルールの整備を行っています）。

団東京支部としても、新人・若手の方々はもちろんのこと、広く団東京支部の行事への参加をしていただき、支部団員間の交流の活発化を図るべく、日々工夫を凝らしていますが、ソフトボール大会以外にも支部団員間の交流を図るイベントを開催しようと考え、一昨年からボウリング大会を開催してきました。

そして、本年も、団東京支部ボウリング大会（第3回目）を、2026年4月25日（土）に開催しました。

今年は、昨年よりは参加人数が少なかったですが、9事務所から懇親会も含めて延べ41人（お子さんも含む）の参加をいただきました。これだけの団員・事務局員が、土曜日にもかかわらず家族も含めて参加いただき、参加いただいた皆さんには、改めて御礼申し上げます。



参加者は、もちろん大きい団事務所が多いですが、1人ないし2人で参加いただいた事務所もあり、混合チームで楽しんでもらっていますので、来年以降も開催する場合、もっと多くの事務所から個人で申込をいただけると嬉しい限りです。

結果ですが、本年は東京南部法律事務所チームが優勝しました。なお、個人成績では、渋谷共同法律事務所の森団員が昨年に続いてトップでした。

今年は、私の準備が遅れ、大会開催のアナウンスが遅くなり、慌ただしい中での開催になってしまいましたが、大会当日は多くの方にご参加いただき、大変盛り上がり、純粋に楽しんでいただけたように感じています。

来年も開催できればいいと考えております。そのために、今年よりもさらに多くの参加をお願いしたいと思います。なお、今年のソフトボール大会は、2026年10月23日（金）に開催予定で準備中ですので、多くの団員の皆様のご参加をお待ちしております！

拡大幹事会学習会

根岸陽太教授学習会を開催しました



事務局長 船尾 遼

5月20日拡大幹事会で、根岸陽太（西南学院大学）教授に講師を依頼し、『国際法とイラン攻撃—瓦礫の下から見通す「法の支配」』と題して学習会を開催しました。根岸教授は地平等の雑誌に国際法とアメリカ・イスラエルの現状等の論文を掲載しており、国際法の基礎や現在のイラン戦争と国際法などについて理解を深めるためにお呼びしました。

学習会にはWEB・リアルでの参加を含めて延べ26名の参加で活発に質問がなされました。学習会で議論された事項の要旨を以下掲載します。

今後も様々な学習会を継続して行う予定ですので団員のみなさまは奮ってご参加ください。

根岸陽太教授（西南学院大学）を講師にお迎えし、『国際法とイラン攻撃—瓦礫の下から見通す「法の支配」』と題した学習会を実施した。「大国の暴挙を前に、国際法は死んでしまったのか」という問いを前に、国際法による法の支配の可能性の探求が行われた。主要なテーマは、①国際法・国際社会の特徴、②国内裁判における国際法の活用、③アメリカ・イスラエルによるイラン攻撃の国際法上の違法性である。



①国際法・国際社会の特徴

国際社会には、中央集権的立法機関・執行機関・強制管轄権を持つ司法機関が存在せず、法源は条約と慣習国際法が中心（国際司法裁判所規程38条参照）である。もともと、国際社会の各アクターは、国際法は法であると認識しており、強行規範（武力行使禁止原則やジェノサイド禁止）の逸脱は許されず、国際法は、国内法でいう公法と私法の間態にあるといえる。

②国内裁判における国際法の活用

国家は、憲法と国際法の二重の法源により拘束されており、国際法を順守する義務のある国家の一機関として、国内裁判所は、国内法を条約適合的に解釈する。憲法はナショナルなものであるが、条約はより広範かつ、高い基準で人権を保護する（人権条約の優位性）。より厚い保護を提供する規範を優先適用するプロ・ホミネ原則を採用する国も見られる。

日本においては、事前統制として内閣法制局が条約批准前に国内法との整合性をチェックし、事後統制として、裁判所が条約適合性を審査している。内閣法制局が審査しているので違憲審査は容易ではないが、裁判所は、自由権規約27条を先住民族の権利保護に

適用(二風谷ダム判決)したり、入管訴訟において、自由権規約9条(身体的自由)違反を認定したり、人種差別撤廃条約の私人間効力を認めたり(京都朝鮮学園ヘイトスピーチ事件)している。裁判における国際法の活用において、研究者と実務家が協力していくべきである。

③アメリカ・イスラエルによるイラン攻撃の国際法上の違法性

武力行使の合法性を判断する Jus ad bellum(開戦法規)と戦闘中の行為を規制する Jus in bello(交戦法規/国際人道法)がある。両者は独立して適用され、国家の行為を規律する二重のフィルターとして機能する。

Jus ad bellum に関して、武力行使禁止原則は、国連憲章2条4項に規定され慣習法でもあるが、イスラエルはイランとの武力紛争の継続性、アメリカは先制的自衛権により武力行使を正当化する。しかし、イランによる武力攻撃は事前に発生しておらず、自衛権の要件(武力攻撃の発生・必要性・比例性)は満たされていないので、国際法研究者の間では、両国の合法性は否定されている。

Jus in bello に関しては、区別(文民・民用物への攻撃禁止)・均衡性(軍事利益に対し過大な文民被害の禁止)・予防(付随的被害を最小化する措置の義務)の原則に、ミナーブ小学校への攻撃は明確に違反している。アメリカ・イスラエルの行為は戦争犯罪の蓋然性が高く、個人責任が問われる可能性がある。

大国の横暴を前にして、『覇権者の法から「対等者の国際法」へのボトムアップの転換』が必要である。スペイン(サンチェス政権)は、イラン攻撃を国際法違反としアメリカの軍事基地の出撃使用を禁じ、ハーグ・グループは国連憲章秩序の再確認をした。日本は、憲法9条を持ち、規範性のある憲法前文において、全世界人民の平和的生存権を認めているのだから、日本の果たす役割があるはずである。

根岸教授の上記講演後には、団員からの質問が活発になされ、根岸教授にご回答いただいた。アメリカ・イラン両国の海峡封鎖は国連海洋法条約及び戦時国際法に反すること、今回のイラン攻撃は重大な武力行使として侵略に該当すること、侵略は強行規範違反であり、それに対する援助が禁じられること、アメリカの基地使用を許可することで共同責任が生じること、侵略でなくとも違法な武力行使に対する加担に対しても国家責任が生じること、条約の優位性を根拠づける根拠は人権保障にあることが論じられた。



長野県佐久市の審査請求で 市職員の過労自死を公務災害と認めた 逆転裁決についての報告

東京東部法律事務所 船尾 遼

1 事案の概要

長野県佐久市で建設部土木課に勤務していた被災者が、長時間労働によって鬱状態になり、令和4年5月24日午前6時頃、自宅隣接の納屋にて首を吊り自死した事案。遺族本人が、公務災害の認定を求めて令和4年7月11日付で公務災害認定申請を行ったが、地方公務員災害補償基金長野県支部が令和6年1月24日付で公務外認定。その時点で元依頼者の紹介で東京の私のところに来た事件。

2 原処分の問題点

原処分では、被災者の労働時間をPCのログイン、ログオフ時間で認定していた。そもそもタイムカードはなく、不十分な時間外勤務簿などしか存在していなかった。PCのログイン、ログオフ時間を検討すると、自死二か月前に150時間近い時間外労働が認められていた。しかし、所定労働時間後にタバコ休憩が多かったという一部の証言や、他の部署にいたことがあったとの証言から労働時間を一ヵ月あたり20～30時間少なく認定して、公務起因性を否定して公務外認定をしていた。

3 審査請求での工夫

(1) 書面上の工夫

原処分の認定があまりに恣意的であったことから、①時間外労働時間を客観的に裏付けること、②原処分の認定の基礎になった事実が誤りであることを主張する必要があった。被災者の職場は道路に不具合があった場合に休日や時間に関係なく現場に行き補修をする必要がある職場であった。

①については、被災者の携帯電話が役に立った。今のスマートフォンは数年前までの発着信履歴が残っている。そこで、深夜・早朝に職場ないし同僚などから呼び出しの電話があった履歴を抽出して一覧表とした。また、職場でLINEグループがあったため、現場の写真等のやり取りを時間と共にすべて抽出し、また被災者の妻への連絡なども一覧にした。その結果、明らかに自死直前の時間外労働時間が2か月間平均120時間を超過していることを示した。

②については、遺族から保有個人情報開示請求を行って、原処分の基礎となった原資料を確認した。ここで、証言が上記のような事実だけではなく、そこまで離席はなかったはずであるという証言、他の部署へは打合せと調整のためにいたはずだという証言などがあることが判明した。原処分はこれらの証言の内、都合がいい部分を恣意的に採用していたことがわかり、これを批判した。また、超過勤務簿上認めていない労働時間があり、現場の写真撮影していなかったからであることが判明したが、LINEのやり取りから現場にいたことは明らかであり、これが誤りで

あることも指摘した。

(2) 口頭意見陳述での工夫

佐久市で口頭意見陳述を開催した。そこで、上記の事実を直接指摘し、なぜそのような扱いになっているのか回答させ、担当者が理由を答えられないことを審判員の前で可視化させた。また、現場からのクレーム対応などが被災者の精神に高負荷をかけていなかったか、などについて質問したが、これは調査すらしていないことを回答させた。

加えて、遺族に意見陳述をさせて、今の職になってから趣味を止め、風呂・就寝時であっても携帯電話が手放せず、休日も佐久市から遠くに行くことができなかったことを述べさせた。

4 裁決の認定

裁決では上記主張を受けて、公務起因性を肯定する逆転裁決が出された。

自死に至る精神疾患が公務樹夫の災害と認められるためには、精神疾患発症の概ね6か月の間に、人の生命にかかわる事故への遭遇、その他強度の精神的又は肉体的負荷を受けたことが認められること、かつ、業務以外の負荷及び個体的要因により精神疾患を発症したとは認められないことが必要。

自死前日が本件精神疾患の発症時期であり、原処分はPCログイン・ログアウト時間を用いつつ本人の離席状況（喫煙など）を考慮し、時間外勤務時間数を減らしている。

しかし、LINEの画像や着信履歴を考慮して時間外労働時間を加算すべきとし、喫煙のための離席はあったとしても、職場関係者の証言が職員によって内容が異なっていること、休日夜間の対応などにより本人に相応の負担がかかっていたとした。

これによって、時間外労働時間を加算し、「発症直前の2か月間に1月当たり概ね120時間以上の・・・時間が労働を行ったと認められる場合」に該当し、強度の業務負荷が認められ、業務負荷を原因として上記精神疾患が発症したと認定した。

これらの事情によって、自死が公務に起因するとして原処分を取り消した。

5 今後について

この裁決を受けて、被災者の遺族は国家賠償請求訴訟を行うことになっている。引き続きこれを受任する予定である。

また、裁決後記者会見をしたところ、長野県内で大きく報道され、佐久市では、時間外労働について不十分ながらも把握するシステム構築を開始した。長野県自治労連などでも、長時間労働について防止策を充実させるよう運動を開始している。

判決での逆転はあるが、審査請求での逆転は初めての体験であり、行政での見直しということから担当部署などの動きやコメントは誠実なものであった。今後再発防止のために国賠訴訟や運動も進めていく所存である。

転居と選挙権 — 「投票できない人」を生む制度を問う



八王子合同法律事務所 井上 祐維



日本国内に住み続けているのに、国政選挙で投票できない。

そんなことが、現実起きています。

私も、その当事者でした。

78期の井上祐維（いのうえゆい）と申します。本年4月から八王子合同法律事務所で執務しています。

昨年、「転居ただけで国政選挙に参加できない」という問題に直面しました。本稿では、自らの経験をもとに、この問題についてお伝えします。

1 投票できなくなる仕組み

私は、選挙権を得てから、国政選挙に必ず参加してきました。選挙は、国に自分の声を届ける大切な機会だと思っているからです。しかし、私は2025年7月に行われた参議院議員選挙で投票することができませんでした。

理由は、市区町村をまたぐ転居を2度行ったためです。1度目は、東京都港区から東京都豊島区へ、2度目は東京都豊島区から京都府京都市への転居でした。

投票するには、各市区町村が管理している選挙人名簿に登録されている必要があります。新しい住所に転入してから3か月が経過しなければ、その自治体の選挙人名簿には登録されません（公職選挙法21条1項、同2項）。他方で、もともと住んでいた自治体については、転出してから4か月が経過すると、その自治体の選挙人名簿から抹消されます（同法28条2号）。この仕組みは、選挙の公正を確保するために設けられているものと解されています。

この仕組みにより、転居と選挙のタイミングによってはどの自治体の選挙人名簿にも載らない期間が生じます。その結果、この期間に選挙が行われた場合には投票することができなくなります。

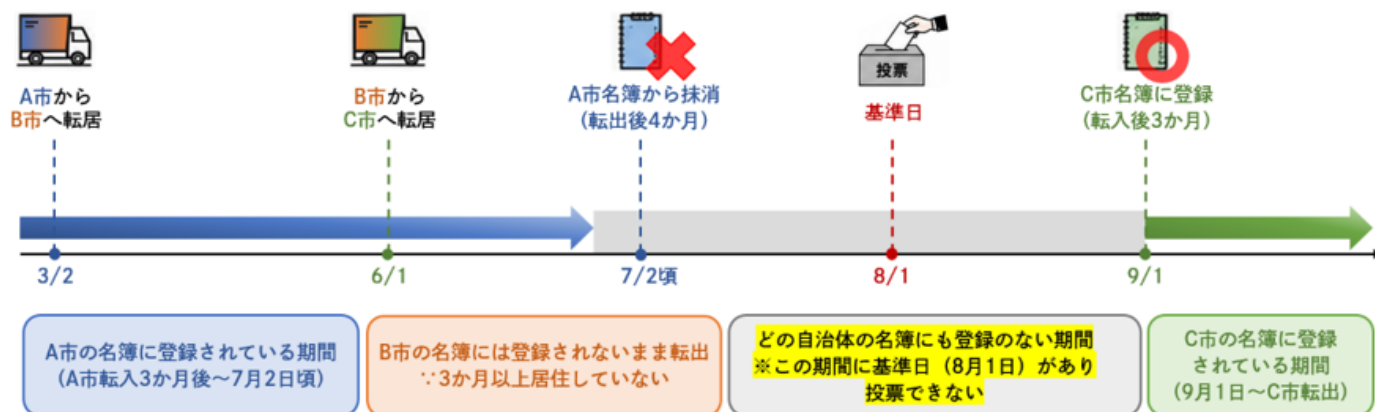
例えば、3月2日にA市からB市に転居し、更に6月1日にB市からC市に転居し、国政選挙の基準日が8月1日に設定された場合を考えます。8月1日時点で、A市ではすでに選挙人名簿から抹消され、B市には3か月居住しなかったため選挙人名簿に登録されず、C市ではまだ3か月が経過していないため選挙人名簿に登録されていないこととなります。その結果、どの選挙人名簿にも登録されていない状態であり、投票することができません。

日本国内に住み続け、選挙権を有しているにもかかわらず、国政選挙に参加するこ

とができないのです。

事例 どの自治体の選挙人名簿にも載らず投票できないケース

2度以上、市区町村をまたぐ転居をすると、転居と選挙のタイミング次第で、「転出後4か月で名簿から抹消」「転入後3か月経過しないと名簿に登録されない」という仕組みにより、どの自治体の選挙人名簿にも登録されない期間が生じ、国政選挙で投票できないことがあります。



※この事例では、各転入日に転入手続を行ったものとしてします。

2 当時の心境と訴訟提起に至った理由

2025年7月、私はまさに上記の事例のような状況に置かれました。

選挙のころ、SNSでは、「投票してきた」という投稿が並んでおり、周りの人は当たり前のように投票していました。街頭では、候補者が「清き一票を」と私にも呼びかけていました。しかし、私は国政選挙で投票することができませんでした。私は、転居をし、居住実態に合わせて住民票を移しただけです。ただそれだけなのに、自分だけが社会から排除されているように感じました。

この件について、選挙管理委員会の職員からは、「同じような人は、毎選挙、一定数いる」との説明を受けました。その言葉を聞き、同じような人が毎選挙でいるのなら、いまの制度には問題があると考えました。

自分がこの問題に直面した以上、向き合わざるを得ないと感じました。そこで、私はこの訴訟を提起したのです。

3 定住を前提とした制度であること

国政選挙で投票できなかった経験をもつのは、私だけではありません。「引越しの影響で投票できなかった」という声が複数寄せられています。裁判では、複数の有権者から陳述書が提出されました。陳述書では、勤務先の研修の関係で、数か月間、会社指定の寮や実家に住まいを移したことによって投票の機会が奪われた経験などが綴られています。

いまの制度では、転出後一定期間が経過すると選挙人名簿から抹消され、転入後一定期間が経過しなければ選挙人名簿に登録されないという仕組みになっています。こ

のような仕組みは、同じ場所に住み続ける生活様式を前提としたものといえます。しかし、ライフスタイルが多様化している現代においては、進学、転職、結婚などの事情で、複数回の転居を行い、さまざまな地域社会と関わりながら生活することはまったく珍しいことではありません。

このように、現在の制度は、一時的・継続的問わず、転住する生活様式をもつ人々を政治の意思決定の過程から排除する仕組みになっており、民主主義の観点から問題があります。

4 被告の主張とその問題点

本訴訟においては、これまで被告から次のような主張がされてきました。

(1) 不正投票の防止？

被告側は、現在の制度の目的は選挙の公正を確保するためにあると主張しています。

ここで私の転居歴に立ち返ります。私の1度目の転居は、東京都内で行ったものとお伝えしました。参議院議員選挙区選挙における選挙区の最小単位は都道府県です。私の1度目の転居は選挙区内の転居であり、転居の前後で選挙人としての地位に変化はありません。

また、参議院議員比例代表選挙は全国を一つの選挙区として行われています。国内に住み続けているのですから、こちらも転居の前後で選挙人としての地位に変化はありません。

このように同一選挙区内で転居をした場合、不正投票のおそれは一切ありません。それにもかかわらず、選挙権が制約されることがあります。選挙の公正確保という目的と、選挙区内転居者の選挙権行使の制限という規制手段との間に、合理的な関連性が認められないことは明らかです

(2) 事務処理上の支障？

被告は、選挙権の制限を正当化する理由として、事務処理上の負担を挙げています。しかし、事務処理上の都合を理由に、選挙権という重要な権利が制約されていいはずがありません。

また、4年前の在外国民審査違憲訴訟を想起してください。同訴訟では、被告は「技術上の問題」があるとして在外国民の国民審査の実施は困難であると繰り返し主張していました。しかし、違憲判決から約6か月後には制度が整備され、実際に在外国民審査が実施されています。

このように、国が「實際上不可能」と主張していた制度であっても、必要とされれば実現されているのです。本件でも、実証的根拠のない主張によって選挙権の制限が正当化されてはなりません。

なお、2026年4月17日に行われた本訴訟の第3回口頭弁論期日では、この点について、裁判所から被告に対し、「選挙権の問題ですから、事務処理上どのような支障が生じるのか、具体的に主張してください」との釈明がなされました。

5 おわりに

選挙権は、憲法によって保障された重要な権利です。単に権利として存在するだけでは意味がなく、実際に行使できてはじめて意味を持ちます。

すべての国民の選挙権がきちんと保障され、民主主義が正しく機能する社会が実現されるべきです。本訴訟は、その実現に向けた一つの取り組みです。

この問題について、ぜひご関心をお寄せいただけますと幸いです。

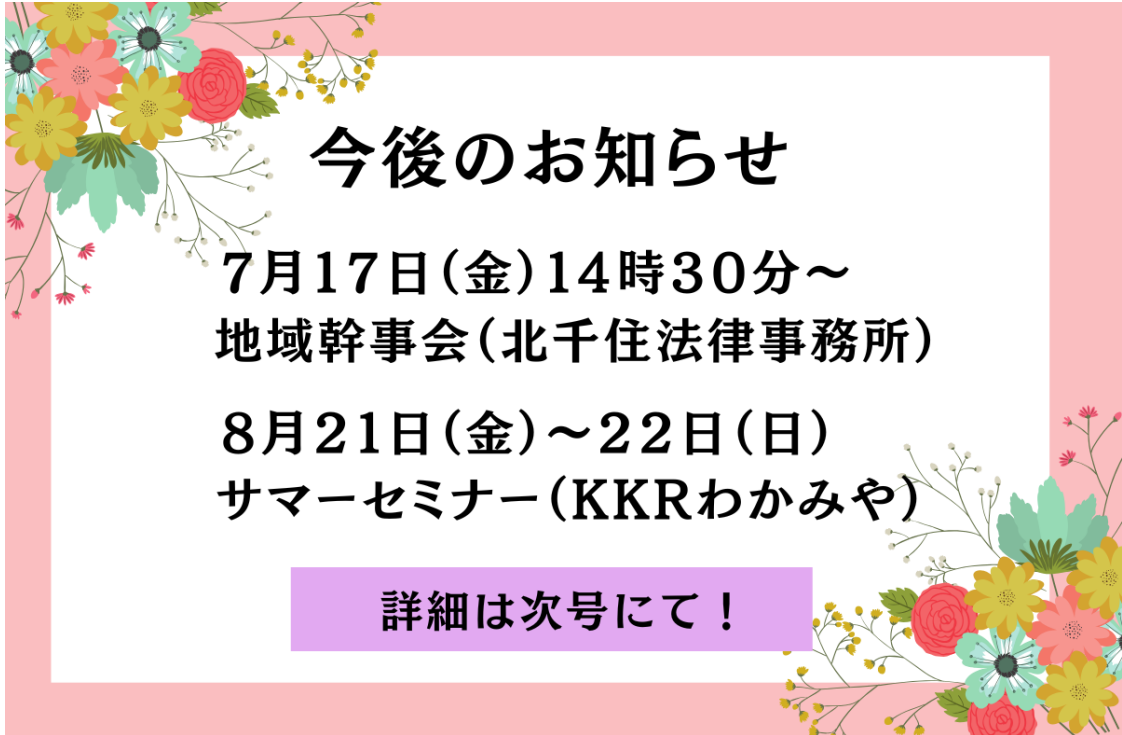
本訴訟は現在、東京地方裁判所に係属しており、第4回口頭弁論期日は、2026年6月19日（金）10時から、同庁530号法廷にて予定されています。この期日では、被告から反論が提出される予定です。ご都合がございましたら、ぜひ傍聴にお越しいただけますと幸いです。

また、本件については、クラウドファンディングによるご支援も募っております。下記QRコードよりご覧いただけますので、ご関心をお持ちいただけましたらご支援賜れますと幸いです。



Call4
引越して選挙権が
制限されない未来へ！訴訟
ケースページ

訴訟資料の公開や、
期日のお知らせなども行っております



今後のお知らせ

7月17日(金)14時30分～
地域幹事会(北千住法律事務所)

8月21日(金)～22日(日)
サマーセミナー(KKRわかみや)

詳細は次号にて！

全国弁護士グループの先生と職員の皆さまをお守りします！

全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』 団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特長 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
- ご加入手続きは簡単で、医師の診査も不要 ※告知書の内容によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・業務外を問わずに補償し、保険金請求も簡単です！

対象期間は「1年」あるいは「2年」です。

【所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、または2年間補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業不能も補償します。
- 無事故のときは保険料の20%を返れいします。
- 支払対象外期間は4日と7日のいずれかををを選んでいただきます。
- 入院による就業不能時を厚く補償するワイドプラン(入院による就業不能時追加補償特約)をご用意しています。この特約をセットすれば入院時は厚い補償を受けられます。

＜月払保険料表＞ スタンドードプラン(A型)、団体割引25%、保険期間1年、職種別1級、支払対象外期間7日、精神障害拡張補償特約セット、天災危険補償なし
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

対象期間	1年	2年
満年齢		
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします。

【団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、最長70歳まで長期に補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業障害も補償します。
※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせてお支払いします。

＜月払保険料表＞ 団体割引25%、保険期間1年、精神障害拡張補償特約セット、対象期間70歳まで、天災危険補償なし
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

支払対象外期間 満年齢	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

＜取扱代理店＞

株式会社宏栄 担当：大枝・西山・岩崎
〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL：03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用)
(受付時間：平日の午前9時30分から午後6時まで)

＜引受保険会社＞

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL：050-3808-5528 FAX：03-6388-0160
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

(SJ25-07055 2025年9月10日)

